

平成28年1月4日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

「ちばぎん教育資金贈与専用口座」の作成にあたっての マイナンバーご提示のお願い

平成28年1月より、マイナンバー*制度が開始するのに伴い、当行では、税分野での行政手続き（「ちばぎん教育資金贈与専用口座」にかかる非課税申告書への記載等）のため、お客さまにマイナンバーのご提示をお願いしております。

つきましては、本口座を作成される際には、受贈者さま（お孫さま等）の以下の書類をお持ちいただくようお願いいたします。

ご提示いただく書類（以下の①または②のいずれか）	
①「個人番号カード」	
②「通知カード」または「個人番号が記載された住民票の写し等」 + 本人確認資料*	
※本人確認資料は、以下のアまたはイをご提示ください。	
ア．右の顔写真付の証明書のうち、いずれか <u>1点</u>	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 等
イ．右の顔写真なしの証明書のうち、いずれか <u>2点</u>	・保険証等 ・印鑑証明書 ・国民年金手帳 ・身体障害者手帳 ・住民票の写し ^(注) ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書または納税証明書 ・母子健康手帳 ・児童扶養手当証書 等 (注) 住民票の写しは、通知カードをご提示いただく場合のみ、本人確認資料とすることができます。

※「マイナンバー」とは、住民票を有するすべての個人に対して、1人に1つ割り当てられる12桁の番号です。平成27年10月から12月の間に郵送により通知され、平成28年1月の制度開始以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいて利用されます。

以上